石川会計事務所
NEWSLETTER
企業の成長を加速させる「あなたのベストパートナー」
2026年 10月号
～税務関連～

【令和9年1月～】「ミニマムタックス」増税！M&Aや不動産売却の壁は「3.4億円」へ

令和7年から始まったミニマムタックス（特定の基準所得金額の課税の特例）。これまでは超富裕層限定でした。令和9年分から、中小企業のM&Aや事業承継でも他人事ではなくなります。

「10.3億円の壁」が「3.4億円」に引き下げ！

この制度は、株式や不動産の売却などによる所得（※1）が高額になる場合、一定の算式で計算した税額が通常の税額を上回ると、その差額を追加で納めるものです。
従来、税率15%の分離課税の対象となる所得が約10.3億円を超えなければ影響は生じませんでした。
しかし令和8年度税制改正で追加課税の判定式が次のように変わります。

適用時期	判定式
令和7年・8年	（基準所得金額（※1）-3.3億円）×22.5%＞基準所得税額（※2）
令和9年以降	（基準所得金額（※1）-1.65億円）×30%＞基準所得税額（※2）

結果、税率15%の分離課税対象の所得が約3.4億円超となると追加課税になるのです。

年をまたぐだけで手取りが数千万円減る恐れも

追加課税のリスクがあるのは主に次のケースです。

- 非上場会社のオーナーがM&Aで自社株を売却した
- 長期保有していた大型の事業用不動産を売却した

自社株の譲渡益が5億円の場合、令和8年中なら追加課税はゼロです。
しかし令和9年以降だと、数千万円の追加課税が発生するおそれがあります（※3）。

今年中のシミュレーションと防衛策を

M&Aや不動産売却は、クロージングまでに時間がかかります。
来年以降の売却だと手取りが減るかもしれません。
退職金の配分を含め、事前に試算した上で売却計画を考えることが重要です。
事業承継や資産売却をお考えならば、早めに当事務所へご相談ください。

※ 1. 正確には、総合課税・分離課税の対象となる各種所得の金額に、申告不要を選択した上場株式等の配当所得や譲渡所得も加えた「基準所得金額」を用いて計算
※ 2. 申告不要を選択した所得の源泉徴収税額や復興特別所得税も含めた所得税額
※ 3. 所得控除・税額控除などを考慮しない場合の概算。退職所得は1/2課税かつ累進税率で計算されるため、売却対価の一部を役員退職金にすると追加課税を抑えられることも

発行責任者：
石川会計事務所　石川 厚